



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
4月22日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年4月22日

滋賀県監査委員	駒井千代
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	河瀬隆雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	健康医療福祉部健康しが推進課
監査実施年月日	令和6年7月29日、令和6年10月28日
監査結果報告年月日	令和6年12月2日
監査の結果	都道府県健康対策推進事業等の国庫補助金について、国庫補助対象外である県の「補助金事業」を含めて申請していたことが判明し、過去に遡って返還することとなった事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	令和6年度は執行方法を見直し、国の補助金を申請せず県単独事業として執行している。また、再発防止に向けて国費事務に係る課内研修を実施している。 今後は国の補助金を活用して事業実施ができるよう事業内容を見直すとともに、疑義がある場合は国担当者に確認を徹底し、国庫補助申請時や予算検討時に国の補助要綱に沿った内容であるか複数人で確認する体制を徹底して、適切な事務に努めていく。

監査実施対象機関名	教育委員会事務局教職員課
監査実施年月日	令和6年8月7日
監査結果報告年月日	令和6年12月2日
監査の結果	臨時教職員に係る社会保険料については、被保険者負担分と事業主負担分を一括して歳入徴収官(大津年金事務所)に納付しなければならないが、そのために必要な事務処理である臨時教職員の給与から控除した被保険者負担分に係る保険料の一部である3,333,503円を歳入歳出外現金から県予算に戻す手続ができていなかった事例が認められた。 また、給与から控除した本来不要な被保険者負担分に係る保険料1,816,622円について本人に還付できていない事例および還付対象者が特定できないことにより、一部特定不明な残高78,436円が発生している事例が認

められたので、早急に適切に処理されるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

歳入歳出外現金から県予算に戻す手続きができていなかった3,333,503円、および一部特定不明な残高78,436円については、令和6年12月末日時点までに過年度収入として県予算に戻す手続きを行った。また、還付できていなかった1,816,622円については、本人に対して全額還付を行った。

現在では、厚生年金保険料支出事務を迅速かつ正確に行うために業務手順を整理している。具体的には、毎月、厚生年金保険控除者一覧を作成し、大津年金事務所の請求額と一致させたいうで支出を行っている。その際に、保険料控除額と請求額に不一致があれば、原因を確認し還付手続等を行っていく。さらに、定期的に大津年金事務所へ被保険者情報の提供を依頼し、県が把握している厚生年金保険加入者との確認を行っていく。

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日 令和6年12月2日

監査の意見

(1) 多様な働き方の推進と人材確保・育成について(総務部人事課、行政経営推進課)

若年人口の減少に伴う採用試験受験者数の減少や人材の流動化などにより、民間部門を含めた人材獲得競争が激化しており、本県のみならず他の地方公共団体において、今後、組織の基盤となる人材確保・育成に向けた取組の必要性が一層高まるものと考えられる。

こうした状況下において、他府県において、週休3日制の導入をはじめ、多様な働き方の推進に係る取組が進められている。

本県においても、ワーク・ライフ・バランスの観点から、在宅勤務、サテライトオフィスにおける勤務等、多様な執務環境における業務執行が可能となる取組を進めているが、人材獲得競争が一層激化する状況に鑑み、他府県の先進的な事例を参考に、更なる取組の推進が必要と考える。

現行の県人材育成基本方針では、今後、社会・経済のグローバル化が一層進展すると考えられる中、本県職員には「柔軟な発想で困難な課題に果敢に挑戦すること」「生活者の視点と現場からの発想を常に意識し、県民や企業をはじめ多様な主体と連携・協働すること」などがこれまで以上に求められるとされている。

今後、これまで以上に、県民ニーズが複雑・多様化していくことが考えられることから、新たに発生する行政課題に迅速・的確に対応し、課題解決につなげるため、県庁内での議論にとどまらず、例えば、民間企業、団体への研修をはじめ多様な主体との交流等を通して、今日的な行政課題に的確かつ柔軟に対応するといった視点も重要であると考えられる。

職員一人ひとりがそうした視点で業務にあたることにより、県民ニーズに沿った施策の実現にもつながるとともに、やりがいを実感でき、また、複雑多岐に亘る課題解決に向けた政策立案能力の向上といった人材育成にも資するものと考えられる。

については、こうした点を踏まえて、現在、改定中の県人材育成基本方針に基づく取組を着実に進められるなど、人材確保・育成に努められたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(総務部人事課、行政経営推進課)

民間を含め人材獲得競争が激化する中、また、行政需要がますます複雑化・多様化する中、多様な人材を確保することは重要な課題であると考えている。

これまでから、テレワークや時差出勤制度などにより柔軟な働き方に取り組んできたが、公務職場の魅力向上や人材確保等の観点も踏まえ、今後、週休3日制も含め、一層柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度の導入を検討していく。

また、人材育成については、多様な主体との連携・協働は重要であり、市町や民間企業への派遣研修のほか、政策研修センターで実施する研修では、現地での体験や交流を通じて職員の意欲や政策立案能力を高める実地研修の充実などを図っていく。

滋賀県人材育成基本方針については、これまでの「人材育成」に「人材確保」「職場環境の整備」を加え、職員一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、人材育成・確保等に取り組むための「滋賀県職員人材育成・確保基本方針」として改定し、それぞれの取組を総合的に進めていく。

監査結果報告年月日 令和6年12月2日

監査の意見

(2) 県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組と体制整備について(総務部人事課、総務事務・厚生課、会計管理局、教育委員会事務局教育総務課、教職員課)

県財務規則第3条第1項第2号の単独機関は知事部局では2つの機関(東京本部とここ滋賀)のみとなっており、会計管理局(各地域会計係を含む。)により支出命令機関との相互けん制機能が確保され、適正な財務事務を執行するための体制が整備されている。

一方で、県立学校(全64校)は支出命令機関が出納機関を兼ねる単独機関とされており、また、給与事務については集中化の対象とはされておらず、諸手当の認定や支給事務は各学校において執行されている。

このような状況の中、県立学校においては、これまでから入札等の契約事務を含む財務事務や給与事務で不適切な事務が継続して発生している状況である。

過去3か年の定期監査(財務監査)における指導事項等の件数は、契約関係や支出関係では、70件、36件、46件であり、内部統制制度における不適切な事務処理とされた件数は、過去3か年では84件、72件、52件となっている。

このため、会計管理局では令和5年度には全県立学校を対象とした実地検査が行われ、会計管理局から改善報告を提出するよう指示した件数は89件であった。

また、滋賀県が締結する契約に関する条例の施行を受けて、適切な仕様書の作成および積算のため、令和4年度からは、会計管理局管理課に建築関係の経験のある県退職職員を会計年度任用職員として配置し、学校施設の小修繕工事等の仕様書作成や設計・積算を適切に行うための技術的支援業務を実施し、施設の小修繕工事に係る契約事務の適正化に向けた取組を推進している。

令和4年度は17施設26件、令和5年度は22施設32件の支援の実績があり、施設の修繕工事に係る契約事務の適正化に向けた取組を推進している。

滋賀県行政経営方針(2023~2026)の実施計画では、県立学校における適正な事務執行に向けては、事務の共同化等の具体的な取組について検討を行うことを掲げている。

現在、地方機関を所管する出納機関としては、会計管理局会計課に6つの地域会計係が設置され、各地方合同庁舎(南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島)に職員が配置されている。

また、地方機関の給与事務等の総務事務を集中して所管する6つの総務経理係が総務部総務事務・厚生課に設置され、各地方合同庁舎に会計管理局会計課の地域会計係と同じ事務室に職員が配置されている。

例えば、この二つの係(地域会計係と総務経理係)を統合することで組織の体制強化を図り、県立学校の適正な財務事務の執行に向けて、相互けん制機能を確保することなども対応案として考えられる。

については、県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組について、以下の観点から検討され、そのための体制の構築を図られたい。

- ① 相互けん制機能を高めるため、単独機関の解消に向けて取り組むこと
- ② 給与事務を中心とした事務の集中化に取り組むこと
- ③ ①および②を実施するための効率的な事務執行体制の在り方について検討すること

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(総務部人事課、総務事務・厚生課、会計管理局、教育委員会事務局教育総務課、教職員課)

相互牽制の仕組みや、事務執行の適正化も含めた集中化、そのための事務執行体制のあり方については大きな課題と認識している。

一方で、単独機関の解消や給与事務の集中化の取組にあたっては、現状において、紙書類での処理が多く、距離の離れた地方機関においては書類の受け渡しに課題となっており、特に、県立学校の事務は少人数体制であり、書類の受け渡しの事務負担が大きい。

事務適正化の推進を図る中、入札等の契約事務を含む財務事務や給与事務で不適切な事務が発生していることについては、まずは学校間の組織的な横のつながりを強化し、事務の改善に繋げるなど、日々の業務において適切に執行できるよう努めていく。

なお、単独機関の解消や給与事務を中心とした事務の集中化など、効率的な事務執行体制の在り方については、現在検討中である財務会計システム見直しによる関連書類のペーパーレス化や庁内のDXの推進なども踏まえつつ、行政経営方針の実施計画に掲げる県立学校における適正な事務執行を確保するため、事務の共同化等に向けた具体的な取組について試行していく。

監査結果報告年月日 令和6年12月2日

監査の意見

(3) 財源不足への対応および今後の行財政運営について(総務部行政経営推進課、財政課)

県において、令和6年3月、令和6年度から令和12年度までの財政収支見通しを公表したが、これによると、令和12年度末時点では、累計額で808億円の財源不足となり、令和10年度には財政調整基金も枯渇するおそれがあると予測している。

さらに、特別支援学校の新設等、現時点での収支見通しに反映されていない大規模事業もあり、併せて更なる物価上昇への対策や金利上昇に伴う公債費の増加も不可避であり、令和13年度以降も収支状況の悪化が続くことが容易に想定される。

また、定期監査を通して、事業効果や事業存続に係る検討が十分になされないまま、十数年にわたり委託業務が継続されていると考えられる事例も見受けられた。

こうした状況下、県では、「財政収支見通しを踏まえた更なる「ヒト・財源の配分のシフト」」に向けて、県庁職員一丸となって限りある財源について、部局枠内事業の新陳代謝による事業の廃止・縮減による新たな行政需要等への対応や、効果的・効率的な執行等、不断の事業見直しに取り組んでいるが、昨今の財政状況は待たなしの状況と考えられる。

令和7年度当初予算編成要領において、歳出見直しにおける取組として、「定期監査等の外部からの意見を踏まえ、事業成果の検証をした上で、ゼロベースで事業の必要性の判断を行うこと」「5年間事業手法等の見直しがなく継続実施している裁量のある経費については、事業成果を検証し、廃止または事業手法の見直しを行うこと」「今年度に見直しを行わない経費については、最長5年以内の期間で見直し時期の設定を行うこと」とされており、財源不足の大胆な縮減に向けて、有言実行の姿勢で真摯な対応が不可欠と考えられる。

については、将来の財源不足に対応するため、前例に捉われず、大胆な縮減を図るため、既存の事業規模の大・小に関係なく、事業の新陳代謝を図るべく、全庁挙げて、さらなる不断の事業見直しに取り組まれるとともにその結果を県民に公表されたい。

また、財政課におかれては、人的資源の制約はあるものの、県予算全体を俯瞰するため、例えば、大規模な投資を伴う新規事業について、可能な限り、事業の現場を実査し、事業の可否を判断されたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(総務部行政経営推進課、財政課)

財政の持続性・安定性の確保に向けては、財源不足の大胆な縮減を図る収支改善の取組を進めていくことや、全庁的に業務の見直しや効率化を積極的に進め、新たな行政需要やより注力すべき業務に機動的に対応できる体制を整えていくことが重要であると考えている。

そのため、令和6年度においては、5年間事業手法の見直しがなく継続実施している裁量のある経費について事業成果の検証等を実施した結果、対象となる事業数の20%以上とした目標を上回る、約39%の事業で廃止または見直しを行うなど、全庁で422事業、約23.9億円を見直し、新たな行政需要等への対応にシフトさせ、その概要を令和7年度当初予算の公表資料で県民の皆様にお示ししたところである。

令和7年3月試算の財政収支見通しでも、令和12年度末までの財源不足額が累計で606億円となり、毎年度100億円程度の財源不足が継続し、令和12年度末の財政調整基金の残高は100億円を維持できなくなるなど、引き続き厳しい財政状況が見込まれる。

そのため、令和7年度においても、未来に向けた投資等の新たな行政需要等に対して適切に対応するため、ヒト・財源の配分のシフトの集中取組期間の最終年度として、事業見直しに不断に取り組む。

また、次期滋賀県行政経営方針(令和9年度～令和12年度)の策定に向けて、人口減少やDX、施設の老朽化など本県を取り巻く状況の変化に対応し、限られた経営資源のもとでも、持続可能な行財政運営が可能となるよう中長期的な見直しの検討も進める。

さらに、現場視察についても、県政を取り巻く様々な課題に対して的確に対応するため、可能な限り実施し、その成果を予算編成過程等で活かしていく。

監査結果報告年月日 令和6年12月2日

監査の意見

(4) 歳入徴収に係る内部統制の徹底について(総務部行政経営推進課、財政課、会計管理局)

地方自治法および地方自治法施行令では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」とされている。調定とは、歳入を徴収しようとする場合において歳入徴収者がその歳入の内容を「調査」して収入金額を「決定」

する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定の行為と考えられ、調定は、納入の通知および収納に先立って行うのが原則であるとされている。

本県財務規則第38条において、歳入徴収者は、歳入を徴収しようとするときは、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令または契約に違反する事実がないかどうかを調査し、適正であると認めるときは、調定決議書により調定しなければならないと規定されており、現金収納調定や財務会計システムが利用できない場合等の事後調定などを除き、調定後、納入の通知を行う事前調定が基本的なルールとなっている。

今回の定期監査において、利息・遅延損害金・延滞金に類する事案で、調定による意思決定が行われていないにもかかわらず、納入の通知を発行している事例が認められた。

県債権回収対応マニュアルにおいては、「元本が全額納付された時点で、徴収すべき金額が確定するため、確定後、直ちに調定すること」「納入の通知は、歳入を調定した後、納入義務者に対し金銭の納付を請求する」とし、調定を行った上で納入義務者に請求を行うことと明記されているにもかかわらず、当該取扱いに沿った事務処理が徹底されていなかったものである。

調定は、「契約が法令に違反していないか」「金額は誤っていないか」「納入義務者は適正なのか」等についてチェックを行い、所属としての内部的な意思決定を行うものであるが、調定のない請求においては、こうしたチェックが行われないことにより、不当・不正な請求等が行われる可能性も否定できず、県の信用失墜などのリスクも懸念される。

については、内部統制の観点から、本来行うべき調定がなされていない場合、納入通知の発出が物理的に行えない仕組み作りなど、内部チェック体制の更なる整備に取り組まれない。

また、今回の事案を踏まえ、歳入徴収に関するチェック項目の検討・見直しについても同様に取り組まれない。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(総務部行政経営推進課、財政課、会計管理局)

滋賀県財務規則においても、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、これまでも財務会計事務に係る研修により周知を図ってきたところである。

特に、債権回収に係る事務処理については「滋賀県庁債権回収対応マニュアル」を作成し、担当課の事務手続きの適正化に努めている。

しかし、今回の事例は、具体的な事務手続きについての理解不足から発生したものと考えており、より実際に即した内容となるよう、研修内容の見直しを行う予定である。また、上記マニュアルについても、調定と収納についての記述を充実させ、改めて注意を促す内容を追加する改定を行う予定である。

内部統制については、事務適正化に向けた研修を開催するとともに、事務ミスの事例等の情報発信により職員の意識向上に努めている。また、制度運用においても、リスクの共有や再発防止に重点的に取り組めるよう、様式や評価方法を見直す予定であり、引き続きチェック項目も含め不断の見直しを行っていく。

監査結果報告年月日 令和6年12月2日

監査の意見

(5) 高島浄化センターコンポスト化事業の安全性に係る県の統一見解と利活用について(琵琶湖環境部下水道課、農政水産部みらいの農業振興課)

県の下水処理場である高島浄化センター(以下、「センター」という。)において、汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥から肥料を製造するコンポスト化施設の整備が完了し、令和6年6月1日から販売が開始され、緑地やガーデニング、家庭菜園の肥料として使用されている。

下水汚泥については、固形燃料や建設資材など様々な有効活用ができるが、センターでは肥料にすることで、地産地消や資源循環を実現できるとされており、肥料の品質の確保等に関する法律による安全性における基準を満たしていることから、県の重要施策として、県民に広くPRし、循環型社会を目指した事業展開をすべきものとする。

一方、今回の定期監査を通して、農政水産部所属において、コンポスト肥料は安全基準を満たしているものの一部の重金属を含んでいるためとして、農地への使用に慎重なスタンスを取っている現状が認められた。

農地への使用が懸念されるのであれば、家庭菜園等への使用においても同様であり、こうした点からも県

の見解の不一致は好ましいものではないと考えられる。

については、部局間において、早急にコンポスト肥料の安全性に係る統一見解を示すとともに、留意点があれば県民等に対して早急に情報提供されたい。

その上で、基準をクリアしたコンポスト肥料であれば、環境こだわり農業など環境保全に積極的に取り組む本県として、全庁挙げて利活用を推進されたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(琵琶湖環境部下水道課、農政水産部みらいの農業振興課)

高島浄化センターコンポスト化事業は、下水汚泥の有効利用として関係法令の基準を満たした安全な肥料を製造し、地域の資源循環に資する取組であるということが、県としての基本認識である。

農政水産部では、当該肥料に限らず、通常市販されている肥料や農薬等についても、品目や栽培条件に応じて、より適した利用法の助言・指導を行ってきているところである。

その一環として、特に、水田での利用(米のみならず、水田で栽培する麦、大豆、水田野菜等)に関しては、以下の①～③を踏まえ、重金属含量がより低い資材を推奨する必要があるものと考えている。

- ① 米に含まれる重金属の国内基準が強化される動きがあること、
- ② 過去に県内で米の重金属基準を超過した事例があること、
- ③ これまで県全域において、農業者が重金属の低減対策を実践した結果、基準超過が抑えられてきていること

これまでも琵琶湖環境部と農政水産部による連携のもと、成分分析結果等に基づき、より適した当該肥料の利用法を検討してきたところであるが、畑地での利用がより適していると考えられるため、さらなる有効活用の観点から、畑地で栽培される果樹や花きに対する試験研究を開始することとした。

今後も両部局が一層連携を密にし、より適した利用法等について、ホームページ等を通じて広く情報提供していく。